

附属機関の運営及び委員構成に係る基準

(平成11年2月9日決裁)

(平成15年3月28日決裁)

附属機関の運営及び委員構成に関し、透明な行政運営の確保、行政の簡素化・効率化を図るため、次のとおり基準を策定し、その見直しを図るものとする。

1 運営に関する基準

(1) 附属機関の新設及び廃止・統合について

行政の簡素・効率化の観点から、附属機関の新設及び廃止・統合については、次により取り扱うものとする。

1 新設に当たっての留意事項

附属機関の新設に当たっては、次に留意すること。

- (a) 既存の附属機関と設置目的、所掌事務等が類似し、又は重複しないこと。
- (b) 関連する附属機関の所掌事務の追加による対応を検討すること。
- (c) 懇談会や公聴会の開催等、他の行政手段等による対応を検討すること。

2 廃止・統合の検討の目安

既存の附属機関で次に該当するものについては、廃止・統合すること。

- (a) 目的が既に達成され、役割が終了しているもの
- (b) 長期間活動実績がなく、その機能を果たしていないもの
- (c) 他の附属機関の部会等として設置すれば足りるもの
- (d) 懇談会や公聴会の開催等、他の行政手段等により対応が可能なもの
- (e) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下しているもの
- (f) 他の附属機関と設置目的、所掌事務等が類似し、又は重複しているもの
- (g) その他行政運営の簡素化・効率化の観点から、廃止又は統合が望ましいもの

(2) 会議・会議録の公開

附属機関の運営の透明性を確保するため、会議及び会議録の公開については、次により取り扱うものとする。

1 会議は、原則公開するものとする。

ただし、当該附属機関が議決により非公開と定めているもの又は公開することにより当該合議制機関の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められ

るものについては、非公開とすることができる。

- 2 会議録は、原則公開するものとし、会議録の作成が困難な場合は、会議要旨の公開で足りるものとする。

ただし、当該附属機関が議決により非公開と定めているもの又は公開することにより当該合議制機関の公正若しくは円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものについては、非公開とすることができる。

- 3 会議の開催に当たっては、可能な限り、事前に市民への周知を図るものとする。

2 委員構成に関する基準

(1) 委員の定数

委員の定数は、原則として10名以内とする。ただし、法令に定数が規定されているものその他相当の理由があるものについては、この限りでない。

(2) 委員の年齢

各年齢層の意見が的確に反映されるよう配慮するものとする。なお、40歳未満の青年・若年委員の登用を積極的に図るものとする。

(3) 男女比

附属機関の委員における女性委員の割合は、原則として30%以上とする。

(4) 在任期間

同一の附属機関における委員の通算の在任期間は、以下の区分によるものとし、これを超えた者は選任しないものとする。ただし、あて職により委員を委嘱する場合及び高度で専門的な知識を有する学識経験者を選任しなければならない場合で、この期間を超えるときは、この限りでない。

- 1 任期が年単位で規定されている場合：原則として6年まで
- 2 任期の規定が①以外（諮問から答申までの間となっている場合等）の場合：原則として3期まで
- 3 市民委員の場合：1期のみ

(5) 兼 職

同一の委員が兼職できる附属機関の数は、原則として3以下とする。ただし、あて職により委員を委嘱する場合及び高度で専門的な知識を有する学識経験者を選任しなければならない場合で、この数を超えるときは、この限りでない。

(6) 委員の構成

附属機関の設置の趣旨、目的等を考慮するとともに、次の基準によるものとする。

1 市議会議員

法令等に定めがある場合を除き、選任しない。

2 市職員

法令等に定めがある場合を除き、選任しない。

3 市民

積極的な登用を図るものとし、その割合が40%以上となるよう努める。なお、公募による委員の選任に努めるものとする。

4 学識経験者及び他の行政機関の職員

設置の趣旨、目的等にふさわしい数とする。

5 その他（各種団体等）

設置の趣旨、目的等にふさわしい数とする。なお、委員の推薦を団体に依頼する場合は、団体の長に限定せず、この基準に沿った推薦をいただけるよう協力を求めるものとする。